

卒業の認定に関する方針

学則第9条別表に規定された科目の定められた単位を、3年間以上の在学期間に修得した者に対し、学校運営会議の議を経て、卒業を認定し、卒業証書を授与する。本校を卒業した者には、専門士（看護専門課程）の称を授与するとともに看護師国家試験の受験資格が与えられる。

【ディプロマポリシー】

1. 看護の対象である人間を総合的に理解できる。
2. 対象の健康上の課題に対応するため、科学的思考に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
3. 保健・医療・福祉におけるチームの一員として、チームメンバーとの良好な関係が持てる。
4. 地域で暮らす人々の健康と生活を支える役割と看護を果たす基礎的能力を養う。
5. 専門職業人としての自覚と責任感をもち、常に自己研鑽する態度を身につける。
6. 人間愛を基盤とした調和のとれた幅広い人間性を身につける。